

炭酸カルシウム購入に係る仕様書

標記水道用資材の購入にあたって沖縄県企業局を「甲」、納入者を「乙」として次のとおり規格その他を定めるものとする。

1. 品質規格

- (1) 納入する炭酸カルシウムは、「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第17号に定める基準（別紙参照）に適合すること。
なお、分析方法は「資機材等の材質に関する試験」による。（平成12年2月23日厚生省告示第45号）
- (2) 乙は、規定の品質を証明するため、計量法に基づく都道府県知事の登録を受けた計量証明事業者が発行する品質規格試験成績書を甲に提出するものとする。
- (3) 外観は、白色～粒状の個体とする。

2. 重量換算(見掛)比重を1.32(常温)とする。

3. 一粒あたりの平均粒子径は、30マイクロメートルとする。

4. 納入

- (1) 乙は甲から納入請求を受けたときは、速やかに甲の指定した納入場所に浄水管理事務所職員の立ち会いのもと納入しなければならない。
- (2) 乙は、初回納入のみ、品質規格試験成績書を提出するものとする。
- (3) 甲及び乙は、納入の際に資材の納入量を相互に確認するものとする。
- (4) 納入は、フレコンバッグで1袋あたり600kgとし、1回あたり10袋納入する。

5. 納入場所

北谷町字宮城1番地の27 北谷浄水管理事務所（硬度低減化施設）
☎浄水課098-936-7798

6. 検収

- (1) 納入品について、甲は抜き取り検査をすることができる。この場合、不良品は良品と交換するものとし、経費はすべて乙の負担とする。但し、比重不足については、相当量を追加納入することができる。
- (2) 甲は、品質規格試験成績書、水処理効果、比重確認及び一般的性状等に疑義が生じた時は、品質の規格試験を実施又は委託するものとする。委託に要する費用は、乙の負担とする。

7. その他

- (1) 乙は、混入の恐れのある有害物質については関係法令に留意し、水道用資材による水質汚染を生じてはならない。
- (2) 乙は、労働安全衛生法その他関係法規を守り、十分な保安措置を講じ、事故防止に万全を期さなければならない。なお、法規に規定されていない事項についても、当局職員の指示があれば必要な措置を講じなければならない。
- (3) 乙は、不完全な機械の使用による損害、あるいは甲の構築物等を汚染または損傷した場合には乙の負担で弁償復旧しなければならない。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上定める。

資機材等の浸出液に関する基準項目と基準値（水道施設の技術的基準を定める省令別表第2より）

事項		基準
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/l以下
2	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/l以下
3	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/l以下
4	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/l以下
5	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/l以下
6	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002mg/l以下
7	亜硝酸態窒素	0.004mg/l以下
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/l以下
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/l以下
10	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/l以下
11	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/l以下
12	四塩化炭素	0.0002mg/l以下
13	一・四一ジオキサン	0.005mg/l以下
14	シス一・二一ジクロロエチレン及び トランス一・二一ジクロロエチレン	0.004mg/l以下
15	ジクロロメタン	0.002mg/l以下
16	テトラクロロエチレン	0.001mg/l以下
17	トリクロロエチレン	0.001mg/l以下
18	ベンゼン	0.001mg/l以下
19	ホルムアルデヒド	0.008mg/l以下
20	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/l以下
21	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/l以下
22	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/l以下
23	銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/l以下
24	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/l以下
25	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/l以下
26	塩化物イオン	20mg/l以下
27	蒸発残留物	50mg/l以下
28	陰イオン界面活性剤	0.02mg/l以下
29	非イオン界面活性剤	0.005mg/l以下
30	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/l以下
31	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5mg/l以下
32	味	異常でないこと
33	臭気	異常でないこと
34	色度	0.5度以下
35	濁度	0.2度以下
36	一・二一ジクロロエタン	0.0004mg/l以下
37	アミン類	トリエチレントトラミンとして、0.01mg/l以下
38	エピクロロヒドリン	0.01mg/l以下
39	酢酸ビニル	0.01mg/l以下
40	N・N一ジメチルアニリン	0.01mg/l以下
41	スチレン	0.002mg/l以下
42	二・四一トルエンジアミン	0.002mg/l以下
43	二・六一トルエンジアミン	0.001mg/l以下
44	一・二一ブタジエン	0.001mg/l以下
45	一・三一ブタジエン	0.001mg/l以下